

グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の見直し（案）に対する意見及び対応方針

意見		対応方針	件数
			12
①照明			4
蛍光灯ランプ	蛍光灯ランプの判断の基準「②ウ. 管径は32.5 (±1.5) mm以下であること。」を削除すべき。またその理由を明確、透明にするため公開討議を強く求める。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
LED照明器具	従来の蛍光灯と構造的に互換性を有するLED照明器具であっても、その安全性の見極めによりグリーン購入法の対象とすべき。水銀を使用しないLED照明器具を普及させ、より良い環境を作るべき。	LED照明器具及びLEDランプについては、重点改善品目として有識者、業界団体等の関係者による分科会を設置し検討を行いました。従来の蛍光灯ランプと構造的に互換性があるLEDランプを装着できる照明器具は、誤装着による安全性の懸念、不具合等の可能性を否定できないこと、JIS等の規格がないこと等から、現段階においては対象外としています（現行の基本方針においても対象外としています）。なお、JIS規格等の整備状況にあわせ、今後も適宜見直しを図るものとしします。	1
	備考5について、「LEDを使用した照明器具について、従来の口金付きの器具も安全と確認された製品については認める。」との表記に変えることを要望する。この基準が定まる以前より、各種法規、規格を把握し製品を製造している企業に対し、この基準が定められた根拠を公的文章にて開示して頂きたい。環境政策を実施する上では、水銀を使用している蛍光灯を抑制すべきであるため、Hf蛍光灯器具をグリーン購入法より除外すべきと考える。	LED照明器具及びLEDランプについては、重点改善品目として有識者、業界団体等の関係者による分科会を設置し検討を行いました。従来の蛍光灯ランプと構造的に互換性があるLEDランプを装着できる照明器具は、誤装着による安全性の懸念、不具合等の可能性を否定できないこと、JIS等の規格がないこと等から、現段階においては対象外としています（現行の基本方針においても対象外としています）。なお、Hf蛍光灯器具については、エネルギー効率、長期使用の観点等から、現行のとおり特定調達物品等となります。	1
	平均演色評価数について定義する必要があるため、備考に「JIS Z 8726に規定する光源の演色性評価方法による」という文言を追加すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	1
②自動車等			2
自動車	排気ガスのCOやNOx濃度、燃費が具体的な数値で記載されているが、仕様を作成する側からすれば「平成〇年度排気ガス基準〇%低減に相当する値以下」や「平成〇年燃費基準〇%以上燃費低減」とした方が分かりやすい。	自動車については重点改善品目として有識者、業界団体等の関係者による分科会を設置し検討を行いました。政府調達協定の趣旨及び同協定第6条（技術仕様）との関係から、政府調達に関係する法令、手続及び慣行は透明性を高めておくことが望ましいものとされています。このため、グリーン購入法に係る特定調達品目の判断の基準についても可能な限り、具体的に基準を明記することとしております。したがって、判断の基準については原文のとおりとしします。なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、判断の基準（排出ガス基準及び燃費基準）に関して参考となるラベルや告示内容の普及啓発に努めてまいります。	1

意見		対応方針	件数
	軽貨物自動車のうち、トラックおよび1BOX型貨物は、平成24年4月時点で車両を製造している4社が、すべて基準を満たせない状況であり、該当する製品がない家電製品のように猶予が必要。	自動車については重点改善品目として有識者、業界団体等の関係者による分科会を設置し検討を行いました。 自動車に限らず、特定の仕様を要する場合や用途上支障が生ずる場合等においては、当該品目の判断の基準によらず調達を行うことが必要となるものと考えられます。 なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、調達者に対し必要に応じ、柔軟な対応を図ることに関し、一層の普及啓発に努めてまいります。	1
③設備			3
日射調整フィルム	判断の基準①イ.を全文削除し、備考5に「照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。」との追記を要望する。	昨夏の電力不足による節電対策として、多くの施設において室内照明の間引きや可能な限りの消灯が実施されました。今後の電力供給についても、不確定要因が多いことから、引き続き節電対策の実施が求められ、照明の間引き、消灯等が実施されるものと見込まれます。このため、照明効率・採光性を勘案し、今般の判断の基準等の見直しを実施したものです。	1
	判断の基準③について、冷房負荷効果のみでなく、暖房負荷増大を考慮し増大が冷房効果の一定比率以下とする基準と熱負荷計算システムのJISが必要（地域は固定）。	昨夏の電力不足による節電対策として、多くの施設において室内照明の間引きや可能な限りの消灯が実施されました。今後の電力供給についても楽観できる状況にはありません。このため、照明効率・採光性を勘案し、今般の判断の基準等の見直しを実施したものです。暖房負荷については、新たに可視光線透過率の高いフィルムを追加したことで、機能面の選択肢も広がったものと考えております。 なお、熱負荷計算システムのJIS化は、今後適宜参考にさせていただきます。 ためのご意見として掲載させていただきます。	1
	判断の基準④について、ガラス厚みが異なる場合があるため、3mmガラスのデータであることを明記すべき。	備考2に示したJIS A 5759において試験を行う場合の板ガラスの厚さは3mmとされており。	1
④公共工事			2
高日射反射率塗料	判断の基準を、「JIS K 5675 6ページ、7.8日射反射率d.) 判定」に記載された式とすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	1
	備考2に、JIS K 5675に規定された「屋外暴露耐候性」について記述されているが、判断の基準には同規格の屋外暴露耐候性について記述がなく、近赤外波長域における日射反射率に関する記述しかなく、特定調達物品等となるために必要な「判断の基準」の範囲を明確にすべき。		1
⑤役務			1
印刷	「植物由来の油を含有したインキが使用されていること。」について、植物由来の油の含有率の具体的な基準値を定めるべき。	「植物由来の油を含有したインキ」の定義については、備考7に示したとおりです。	1